

平成30年度事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

第1 啓発普及活動事業	1
1 広報・啓発活動	1
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	1
(2) 東警協ウェブサイト	1
2 犯罪抑止活動等補助	2
(1) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加	2
(2) 東京万引き防止官民合同会議への参加	2
(3) 特殊詐欺被害防止への協力	2
(4) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布	2
第2 育成事業	2
1 警備員教育事業（現任教育）	2
2 職業訓練認定校事業（新任教育）	2
3 公安委員会講習事業	2
(1) 警備員指導教育責任者講習	2
(2) 機械警備業務管理者講習	3
(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	3
4 特別講習事業	3
(1) 特別講習	3
(2) 予備講習	3
(3) 0からの挑戦塾	3
5 警備員のスキルアップ研修	3
第3 調査研究指導事業	4
1 警備業に係る調査研究事業	4
2 少子高齢化社会を見据えた調査研究	4
3 働き方改革に向けての調査研究指導	4
第4 災害対策支援事業	4
1 災害への備え	4
2 各種訓練の実施	4
(1) 登録警備員参集訓練	4
(2) 東京都合同総合防災訓練	4
(3) 電話連絡網招集伝達訓練	4
(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	5
第5 セミナー等事業	5
1 教育委員会関係	5
(1) 指導教育責任者研修会（立入前研修会）	5
(2) 教育幹部研修会	5
(3) 教育幹部合宿研修会	5
2 業務適正化委員会関係	5
(1) 全国労働衛生週間大会 ～ 職場の健康づくりセミナー ～	5
(2) 業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2019 ～	5
3 施設警備業務関係	5
(1) 上級救命講習	5

(2) 教育担当者研修会	6
(3) 経営者等研修会	6
(4) 業務適正化研修会	6
(5) 報告会	6
4 交通警備業務関係	6
(1) 指導者研修会（交通、雑踏）	6
(2) 経営者等研修会	6
(3) 適正業務研修会（労務問題等）	6
(4) 適正業務パトロール	6
(5) 警視庁との意見交換会	6
(6) 報告会	6
5 機械・輸送警備業務関係	7
(1) 合同研修会（上期）	7
(2) 合同研修会（下期）	7
(3) 報告会	7
6 女性経営者グループ関係	7
(1) 経営者研修会	7
(2) 女性警備員研修会	7
7 各地区の研修会等	7
8 各種テロ対策関係	7
9 暴力団等反社会的勢力の排除活動	7
(1) 不当要求防止責任者講習	7
(2) 暴力団追放都民大会への参加	8
(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会	8
第6 表彰等事業	8
1 優良警備員表彰式	8
2 各種功労者等表彰	8
3 その他の表彰	8
第7 その他の事業	8
1 総会・理事会等	8
(1) 総会	8
(2) 理事会	9
(3) オリンピック対策委員会	9
(4) 新年互礼会	9
2 人材確保対策の推進	9
(1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習	9
(2) 「団体課題別人材力支援事業」の推進	9
(3) デジタルサイネージの活用	9
(4) 広告媒体の活用	10
(5) キャラクターグッズ等の活用	10
(6) イベントにおけるブースの設置	10
(7) 関係機関との連携	10
3 「警備の日」記念行事	10
4 書籍等販売事業	10

はじめに

我が国の出生数は2年連続で100万人を下回り、11年連続で人口減少が続いており、様々な業界において人手不足が問題化している。平成29年11月末の都内の有効求人倍率は全業種平均で2.1倍のところ、警備業の正規雇用にあつては16.9倍という高い数値を示し、人材確保対策の推進は我が業界が直面する喫緊の課題となっている。

そのような中であつて、政府は平成30年度の実質経済成長率を1.8%、名目経済成長率を2.5%とする経済見通しを閣議了解し、安倍政権発足以来続く景気拡大が今後も継続すると予測しているのが明るい材料となっている。

来るべき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）の開催まで残すところ2年余りとなり、安全な大会運営に民間警備力は欠かすことができないものとして、警備業界に寄せられる期待は日毎に高まりつつある。このため当協会に設置された東京2020オリンピック・パラリンピック警備対策委員会（以下「オリンピック対策委員会」という。）が策定する活動方針に基づき、この空前の大警備のバックアップ体制を構築していく必要がある。また、当協会が所在する栗橋ビルの建て替え問題、協会創立50周年記念行事の準備作業など、今後を見据えた課題が目白押しとなっている現状を踏まえ、既存事業の合理化、効率化、集約化をさらに進めるとともに、「団体課題別人材力支援事業」や青年部会が中心となって計画している「警備の日」記念行事を推進するなど、持てる力と予算を投入して諸課題に対応することが求められる。

第1 啓発普及活動事業

（定款第4条第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」）

1 広報・啓発活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業をはじめ、警備業を取り巻く情勢、各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等を紹介するほか、広く一般にも役立つ情報を掲載し、会員はもとより、関係機関、団体等へ配布して自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、東警協の概要紹介をはじめ、警視庁、東京消防庁、東京労働局など関係機関から寄せられる情報、関係法令や規則等の施行・改正に関する情報提供、資格取得講習、セミナー等をタイムリーに公開するほか、PDF版の機関誌「とうけいきょう」を継続掲載して会員に対する閲覧機会の提供に努める。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」を制定して犯罪だけではなく交通事故による被害防止も加えた安全安心の確保を図り、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組みを推進していることから、当協会もこれに参加し、犯罪や事故の防止に配慮した環境整備に取り組む。

(2) 東京万引き防止官民合同会議への参加

刑法犯認知件数の約1割を占める万引き被害を防止するため、警視庁と東京都並びに民間業界団体等により組織される「東京万引き防止官民合同会議」に参加して、万引き被害の未然防止についての調査研究などに警備業界として積極的に協力する。

(3) 特殊詐欺被害防止への協力

特殊詐欺被害が急増している実態を受け、継続的で実効性のある被害防止活動について検討し、警視庁と連携して特殊詐欺の撲滅を目指す。

(4) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布

警視庁からの要請に基づき、振り込め詐欺の被害防止、子供の犯罪被害や少年非行等の未然防止のためのグッズ等を製作し、警視庁各警察署の防犯協会を通じて全国地域安全運動等で配布し啓発普及に協力する。

第2 育成事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第4号「法令等の規定に基づく講習等の受託事業」)

1 警備員教育事業（現任教育）

現に警備業務に従事している警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

1日、6時間の教育を実施 (1号36回、2号4回 定員各回120名)

2 職業訓練認定校事業（新任教育）

職業能力開発促進法に基づき、東京都から能力再開発訓練短期課程セキュリティ科の職業訓練認定校の指定を受け、新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

4日間、23時間の教育を実施 (12回 定員各回120名)

3 公安委員会講習事業

(1) 警備員指導教育責任者講習

○1号警備業務	新規	4回	定員	各150名	(3回目のみ 200名)
	追加	1回	定員	140名	

○ 2号警備業務	新規	1回	定員	150名
	追加	1回	定員	70名
○ 3号警備業務		1回	定員	60名 (新規 50名 追加 10名)
○ 4号警備業務		1回	定員	60名 (新規 10名 追加 50名)
	計	9回		1,130名

(2) 機械警備業務管理者講習

	3回	定員	各	40名
計				120名

(3) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)

○ 1号警備業務	3回	定員	各	220名
○ 2号警備業務	2回	定員	各	220名
○ 3号警備業務	1回	定員		90名
○ 4号警備業務	1回	定員		90名
計	7回			1,280名

4 特別講習事業

(1) 特別講習

○ 施設警備業務	1級	3回	定員各回	100名
	2級	10回	定員各回	100名
○ 交通誘導警備業務	2級	15回	定員各回	100名
○ 雑踏警備業務	1級	2回	定員各回	100名
	2級	6回	定員各回	100名
○ 貴重品運搬警備業務	1級	1回	定員	100名
	2級	3回	定員各回	100名
計		40回		4,000名

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねて実施する教育

(40回 定員各回 110名)

(3) 0からの挑戦塾

特別講習における検定合格率アップのため、会員限定で実施する教育

(8回 定員各回 30名)

5 警備員のスキルアップ研修

今後ますます増加が予想されるインバウンド (訪日外国人) に的確に対応するほか、東京オリンピック招致の謳い文句となった『おもてなし』を具現化した適切な警備業務を行うため、当協会の推薦図書である「警備員のための実用会話集」等を活用し、元 CA や外国人講師などによるスキルアップ研修を実施する。

第3 調査研究指導事業

(定款第4条第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」)

1 警備業に係る調査研究事業

警備業に係る各種実態把握調査をはじめ、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集する。

2 少子高齢化社会を見据えた調査研究

国内の少子高齢化が進展し、今後の人手不足は更に深刻な状況になることが避けられない。これに対応する高度な機械化、AIやIoTを駆使した社会の実現が予想される中、将来の警備業界の発展につながる諸対策について調査研究を行う。

3 働き方改革に向けての調査研究指導

政府が進める働き方改革への的確な対応が求められる中、業界内の実態を踏まえ、今後の改革を進める必要がある事項についての調査研究を行うとともに、会員企業に対する指導を推進する。

第4 災害対策支援事業

(定款第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

1 災害への備え

東日本大震災や各種災害で得た教訓から、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため、食料等の備蓄、装備資器材の調達、各種訓練等を充実強化する。

2 各種訓練の実施

(1) 登録警備員参集訓練

災害時支援協定に基づく活動要領を踏まえ、参集した登録警備員に対して警視庁の指導により、支援協定による要請を受けた諸活動の完遂を期して、5月7日に警視庁交通安全教育センターにおいて各種訓練を実施する。

(2) 東京都合同総合防災訓練

9月2日に東京地方に首都直下地震が発生したと想定し、自治体、防災機関との連携強化を図り、自助共助の地域防災力向上を目的とした訓練に参加する。

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、電話連絡網を整備して災害時の招集伝達訓練を行うことにより、有事即応体制を確立することを目的として実施する。

(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

各地区などの単位で災害対策委員会加盟社により実施される研修会や、警視庁が実施する災害対策訓練、所轄警察署により実施される主要交差点における交通誘導警備訓練等の各種訓練に参加する。

第5 セミナー等事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」)

1 教育委員会関係

(1) 指導教育責任者研修会（立入前研修会）

警視庁では、例年5月から6月にかけて都内の警備業者に対する一斉立入検査を実施しているが、立入りがスムーズに行われることを目的として、事前に会員・非会員を問わず各社の指導教育責任者を招致し、警視庁の担当官からポイント等について指導を受けるための研修会を4月20日に練馬文化センターで実施する。

(2) 教育幹部研修会

経営者の意識改革、教育幹部等の資質及び指導力の向上を図るための研修会を6月20日に実施する。

(3) 教育幹部合宿研修会

警備会社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、必要な資質及び能力の向上を図るために10月10日から11日にかけて、研修センターふじのにおける合宿研修会を実施する。

2 業務適正化委員会関係

(1) 全国労働衛生週間大会 ～ 職場の健康づくりセミナー ～

労働衛生意識の高揚と労働衛生に関する活動の一層の促進を図るために、隔年開催する研修会で、10月2日に東食健保会館で実施する。

(2) 業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2019 ～

労働災害防止の論文、ポスター、標語の優秀作品に対する表彰と、労働災害の防止、適正な労務管理、働き方改革等の研修会を平成31年2月27日に東食健保会館で実施する。

3 施設警備業務関係

(1) 上級救命講習

上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁が発行する上級救命技能認定証（有効期間3年）の取得を目的として年度内5回実施する。

(2) 教育担当者研修会

施設警備 2 級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を 11 月 21 日に実施する。

(3) 経営者等研修会

施設警備業務を営む会社経営者等を主な対象に、各種法令の周知を図り業務の適正化を推進するための研修会を 9 月 14 日に実施する。

(4) 業務適正化研修会

施設警備業務を営む経営者や管理者等を主な対象に、適正な労務管理を推進するための研修会を 10 月 19 日に実施する。

(5) 報告会

施設警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を平成 31 年 2 月 1 日に実施する。

4 交通警備業務関係

(1) 指導者研修会（交通、雑踏）

交通誘導警備 2 級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を 6 月 13 日に実施する。

(2) 経営者等研修会

交通誘導警備業務を営む経営者等を主な対象に、各種法令の周知を図り業務の適正化を推進するための研修会を 9 月 28 日に実施する。

(3) 適正業務研修会（労務問題等）

交通誘導警備業務の適正化に向けての研修会で、本年は熱中症対策に特化した研修会として 5 月 14 日に実施する。

(4) 適正業務パトロール

道路工事現場のパトロールを実施し、危険個所の把握、安全配置指導等事故防止対策を推進するため、全国交通安全運動に合わせて実施する行事で、春期は 4 月 1 日から 4 月 30 日、秋期は 9 月 1 日から 9 月 30 日に実施する。

(5) 警視庁との意見交換会

交通誘導警備の現場における事故防止等適正業務を推進するため、警視庁生活安全総務課及び交通規制課の担当官と情報交換を行うもので、4 月 25 日と 10 月 15 日に実施する。

(6) 報告会

交通誘導警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を併せて行うもので、平成 31 年 3 月 20 日に実施する。

5 機械・輸送警備業務関係

(1) 合同研修会（上期）

機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部等の資質・能力の向上を図るための研修会を7月20日に実施する。

(2) 合同研修会（下期）

機械・輸送警備業務を営む各社の管理者を主な対象に、意識改革及び適正な警備業務を推進するための研修会を11月9日に実施する。

(3) 報告会

機械・輸送警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質向上のための研修会を併せて行うもので、平成31年2月8日に実施する。

6 女性経営者グループ関係

(1) 経営者研修会

経営者を対象として、女性警備員の確保や働きやすい職場環境の醸成のために開催する研修会で、6月14日に実施する。

(2) 女性警備員研修会

女性警備員を対象として、警備技術の向上や人格向上に資することを目的として開催する研修会で、11月15日に実施する。

7 各地区の研修会等

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩の各地区において、年間業務報告会や適正業務の推進、警備員の資質の向上等に資する研修会を実施する。

また、新宿地区と北西地区は合同による報告会・研修会を5月23日に実施して、講師依頼や会場借り上げ費等の合理化を図る。

8 各種テロ対策関係

各国で発生している国際テロを見据えて、警視庁など公的機関が実施する各種警備訓練を視察するほか、協会で実施する各種研修会の開催に合わせて爆発物対処要領などについて専門家を招致して、テロ対策の講話や実技披露を受けるなど、警備業界全体の関心を高め、東京オリンピックの安全な開催に向けた環境作りを推進する。

9 暴力団等反社会的勢力の排除活動

(1) 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、(公財)暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」を開催し、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。

(2) 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会へ参加する。

(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

2月に開催する定例理事会を対策協議会と位置付け、年度内の活動結果と活動予定を報告している。

第6 表彰等事業

(定款第4条第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」)

1 優良警備員表彰式

優良警備員1級及び2級の区分に応じて、会員各社から表彰基準に該当する警備員の推薦を受けて表彰する。これまで当協会創立記念事業の一環として、創立記念日(10月28日)前後に実施してきたが、会場となる銀座ブロッサム改修工事のため、本年度は11月28日に実施する。

2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者に対する表彰で、5月25日の定時総会に合わせて実施する。

3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会が募集する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の優秀作品について、リスクセミナーの席上で表彰を行うほか、会長が特に必要があると認めた者に対して表彰を行う。

第7 その他の事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

1 総会・理事会等

(1) 総会

平成29年度の事業報告と決算報告をはじめ、理事・監事等の選任などについて承認を受けるために開催するもので、本年度の定時総会は5月25日に開催予定であり、当日は警備業功労者等の表彰式を併せて実施する。

(2) 理事会

平成30年度の理事会は、4月18日、7月11日、9月12日、12月11日及び平成31年2月20日にそれぞれ開催する。

(3) オリンピック対策委員会

東京オリンピックの安全な開催を見据え、警備員の人材確保とスキルアップ対策、熱中症予防対策をはじめ、必要な警備技術等について調査研究を行い、東京都警備業協会としてとるべき対応などについて検討する。

当面、東京オリンピックに向けた諸対策のうち、人材確保対策を総務委員会に、警備員のスキルアップ対策を教育委員会に、熱中症対策を業務適正化委員会にそれぞれ諮問して対策を検討するとともに、各種施策を推進する。

なお、東京オリンピックの開催までは、理事会の前時間で開催することとしている。

(4) 新年互礼会

諸官庁並びに会員相互の交歓の場として、平成31年1月16日にグランドアーク半蔵門で開催する。

2 人材確保対策の推進

(1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習

働く意欲のある高齢者を生かした就業モデルの開拓と拡大に取り組むために活動している（公財）東京しごと財団との協働事業として、55歳以上の就職支援講習「警備スタッフ」コースを8月23日から9月7日と、11月26日から12月7日までの2回の講習を共同実施する。

(2) 「団体課題別人材力支援事業」の推進

ア 各種支援プログラムの実施

東京都が東京しごと財団を通して行っている「団体課題別人材力支援事業」を、協会とアデコ株式会社がコンソーシアムを組んで受託し、人材の採用・確保、育成・定着、雇用環境の整備について企画、提案した各種支援プログラムを平成31年3月までの間に実施する。

その結果については、東京しごと財団に毎月の定期報告を行うほか、好事例集をとりまとめてレガシーとして業界全体に還元する。

イ 求人専用サイトの開設

団体課題別人材力支援事業の一環として、協会の既存ホームページとは別建てで、参加企業50社についての求人専用サイトを開設し、人材確保の支援を行う。

(3) デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージや情報発信ディスプレイなどを活用して、警備員人材確保のためのイメージアップ広告を放映し、ハローワークと連携して効果を検証する。

(4) 広告媒体の活用

街頭広告や公共交通機関を利用した広告など、廉価に利用できる効果的な広告媒体を活用し、人材確保に向けてハローワークを窓口とする警備員の募集広告を行う。

(5) イメージキャラクター等の活用

東警協のイメージキャラクター「とけきょん」や女性警備員の愛称である「警備なでしこ」を活用し、関連グッズや求人専用サイトの QR コードを掲載したチラシ等を製作して、ハローワーク等で配布するほか、「警備の日」記念行事をはじめとした各種イベント等で人材確保に向けた広報を行う。

(6) イベントにおけるブースの設置

東京都合同防災訓練等の大規模イベントが実施される際に、東警協ブースを設置し、「とけきょん」や「警備なでしこ」などのグッズ等を活用して警備業の PR を行い、人材確保対策の一助とする。

(7) 関係機関との連携

(公財)東京しごと財団のほか、東京労働局職業安定課、自衛隊東京地域援護センター、防衛省自衛隊就職援護受託事業者などと連携して、警備業界への人材確保を推進する。

3 「警備の日」記念行事

「警備の日」(11月1日)に合わせて開催を予定している記念行事については、人材確保を主目的として一般向けに広報するほか、警備員の定着支援のために家族も含めて楽しめるイベントとすることを目的とし、青年部会が中心となって10月28日にアーツ千代田 3331 において開催する。これまでにない新しい企画であることから、各委員会、業務グループ等の協力により実施する。

4 書籍等販売事業

警備業務の実施に必要な警備業法の解説や基本書式記載例集などの書籍類を販売するほか、申請書類、ビデオ・DVD、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳をはじめ、エコバッグ、ID カードホルダーなどの販売を行う。